

壬戌学制における師範学校カリキュラムの構造

*山下大喜

はじめに

- 1 師範学校の構造と位置
 - 2 課程標準綱要の編成
 - (1) 高級中学に相当する後期三年間
 - (2) 六年制の師範学校
 - (3) 年期中で区切られた師範学校
- おわりに

はじめに

本稿は、壬戌学制（1922年）における師範学校を取りあげ、その位置づけと課程標準綱要の構造を明らかにしようとしたものである。

近代国家にとって学校教育を通じた「国民」の育成のためにはそれを支える教員の計画的な養成が重要となる。清朝末期に即していえば、アヘン戦争や日清戦争の敗北によって「天下的世界観の解体」は鮮明なものとなっていた¹。その転換のために新式教育の重要性が認識され、学校教育の展開には師範教育が不可欠であると考えられていた。こうした状況のもとで、1897年には南洋公学師範院、1902年には張謇によって通州師範学校が創設され、これらは中国近代教育史における師範教育の嚆矢とされている²。そして、1902年の「欽定学堂章程」、1904年の「奏定学堂章程」によって、師範教育も学校教育の体系へと位置づけられるに至った。清末においては、地理的近さもあって日本留学経験者が多く、先にあげた張謇のように日本への教育視察もあったことから、近代学校教育制度の展開として日本の体系が大いに参照された³。民国期に入っても日本からの影響は大きく、経志江、船寄俊雄の研究によれば、臨時教育会議（1912年7月開会）の参加者には日本への留学、視察経験者が多数を占め、師範教育

関係をみれば弘文学院（宏文学院）出身者が多かったという⁴。

中国近代教育史における師範教育の整備は、陳永明による研究の時期区分にみられるように、まず清末から民国初期には日本、次いで五四時期にはアメリカ、そして人民共和国成立後の1950年代にはソビエトがそれぞれ参照されることになった⁵。本稿で中心的に取りあげる壬戌学制はまさに五四時期に制定されたものであり、国際的な新教育運動を背景としたアメリカからの影響をみてとることができる。この壬戌学制では、師範教育の主たる変更点として、これまでの高等師範学校が師範大学ならびに総合大学の師範科へと格上げされた⁶。この変更によって、高等教育としての位置づけが明確になり、師範大学は学術研究の性格を帯び、総合大学も教員養成を担う「総合型」のシステムになった⁷。崔万秋、田宝軍の研究にあるように、壬戌学制は単なるアメリカの模倣だけではなく、中国教育界における長期の議論があってこそ結実したものであり、そこで師範教育の論点となった「分権か集権か」、「学術性か師範性か」、「閉鎖性か開放性か」は今日でも存在するものである⁸。壬戌学制の制定過程については、これまでも学制の歴史的研究において多く論及されてきた。例えば、今井航は、全国教育会連合会が果たした役割を位置づけながら、中国の実情に合わせた弾力性のある学制に結実したと論じている⁹。壬戌学制にもなって新たな課程標準綱要の編成が必要となり、第8回全国教育会連合会（1922年10月：山東省／

* 名古屋大学大学院学生

日本学術振興会特別研究員（DC2）

済南)のもとに新学制課程標準起草委員会(1922年10月-1923年6月)が組織された。ここでいう課程標準綱要とは文字通り「Curriculum Standards」の訳語であり、これまでの清末から民国初期にはみられなかったものである。山下大喜は、その歴史的過程をふまえながら、壬戌学制にともなう「国語科」の成立について明らかにしている¹⁰。中等教育に位置づく師範学校については、崔運武が同じく新学制課程標準起草委員会によって師範学校の新たな課程標準綱要ができあがったとしている¹¹。ただし、実際に『新学制課程標準綱要』の序言をみれば、「師範学校の草案は各省区から意見が寄せられ、まだその返信を示すことができず、編成へと至っていない」と記されている¹²。いわば、師範学校の課程標準綱要はこの段階で継続審議の対象になって実際の編成には至っていなかったのである。カリキュラム史として中国近代における師範教育の歴史的展開を検討した周寧之の研究があるものの、目標分析に重点がおかれており、学校体系全体からみた師範学校の位置づけと課程標準綱要の構造について十分な考察がなされていない¹³。

そこで、本稿では、継続審議後の過程もふまえながら、師範学校の課程標準綱要がいかなる構造へと結実したのかについて論じる。具体的には、壬戌学制が審議された第8回全国教育会連合会だけではなく、その後の第9回全国教育会連合会(1923年10月・11月:雲南省/昆明)も射程に加えることで、実際の編成までに至る過程をより克明にすることができる。全国教育会連合会が果たした役割は先にあげた研究蓄積に加えて、近年では中国側でも梁尔銘による研究で詳細な論究が進んでいる¹⁴。金子肇による「中央」と「地方」の視座を援用するならば、全国教育会連合会は各省の代表が参集して儀礼的に「各省の合意」を形成する場として機能し、そこでの議決が「中央」の教育部に上申されたことから当時の政策決定に大きな影響をもっていたとみることができる¹⁵。総じて、当該時期における制度設計の過程と制度自身の構造をとらえるためには、「中央」の教育部だけではなく、「各省の合意」を形成する場として機能した全国教育会連合会の役割が重要となる。

以上の背景をふまえて、まず第1節では、先行研究によりながら、壬戌学制の学校体系における師範学校の位置づけを通観する。そのうえで、第2節では、第9回全国教育会連合会を取りあげて、継続審議となっていた師範学校の課程標準綱要がどのような過程で編成され、その課程標準綱要がいかなる構造となったのかについて論じる。

1 師範学校の構造と位置

清末には新式教育の展開とともに、「欽定学堂章程」、「奏定学堂章程」によって近代的な学校教育体系が導入されることになった。民国期に入っても日本の体系を参照した学制がしかれたが、より国情に合わせた形にするべきであると学制改革の必要性が論点として浮上してくる。例えば、創設直後の第1回全国教育会連合会(1915年4月・5月:直隸省/天津)でも湖南省教育会から「改革学校系統原案」が提案され、これを受けて学制改革の意見を徴集するための通知が各省教育会へなされた¹⁶。第6回全国教育会連合会(1920年10月・11月:江蘇省/上海)では、各省区教育会で学制系統研究会を組織して、そこでの議論をもとに作成した改革案を次回開催時に出すよう通知された¹⁷。この通知にそって、各省区教育会では学制系統研究会が組織され、熊賢君の研究によれば、広東省教育会が第7回全国教育会連合会(1921年10月・11月:広東省/広州)の開催地として体系的な改革案の作成に尽力し、第7回での審議に重要な役割を果たしたという¹⁸。第7回全国教育会連合会での新学制に向けた議決に対して、教育部に設けられた学制会議からも提案が出された¹⁹。第8回全国教育会連合会(1922年10月:山東省/済南)では、北京教育会の代表として列席していた胡適が調停案を示し、その調停案を起点に審議が重ねられ、最終的に議決された「学制系統案」が教育部に上申された²⁰。ここでの上申をもとに、教育部は1922年11月に「学校系統改革案」として新学制を公布した²¹。この「学校系統改革案」の冒頭には新学制の標準として「(1)社会進化の需要に適應する、(2)平民教育の精神を活かす、(3)個性の発達をはかる、(4)国民の経済力を重視する、(5)生活教育を重視する、(6)教育を普及しやすくする、(7)各地方の伸縮余地に留意する」の七点が明記された。「社会進化」、「平民教育」、「個性」、「生活教育」といった文言からは、国際的な新教育運動の影響をみてとることができる。次いで、壬戌学制における学校体系の図式(図1)は以下ようになった²²。

下記の図1には、今日でもみられるような「初等教育」、「中等教育」、「高等教育」の文言がみられる。はじめにでも述べたように、従来あった高等師範学校は師範大学および総合大学師範科となり、「高等教育」としての位置づけが明確になった。次いで、「中等教育」には「師範学校」がある。基本的に修業年限を六年間にする」と明記されたが、「総合型」の師範教育として各地方の実情に応じた複数の系統が想定された。第一に、

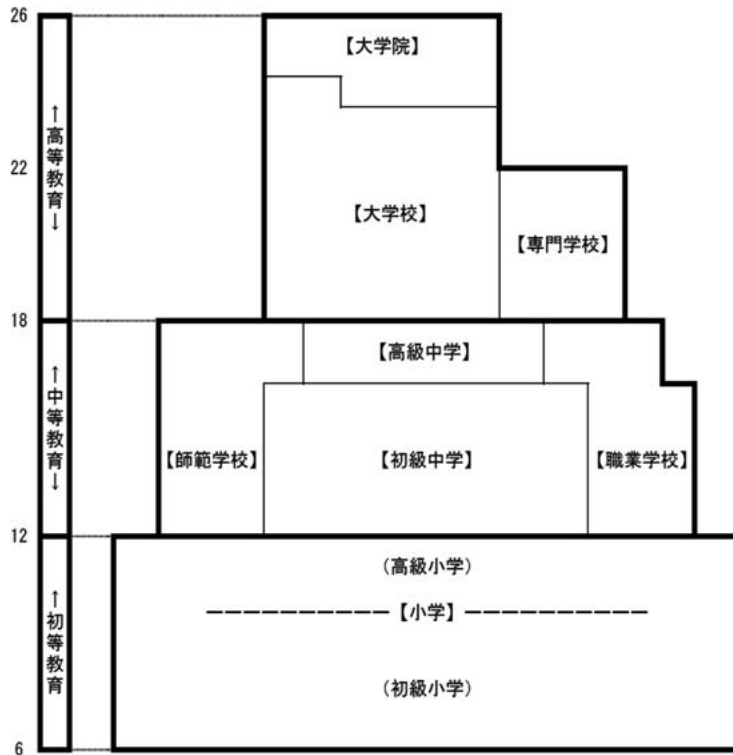


図1 学制系統図

小学卒業生を想定した六年間の師範学校である。第二に、初級中学卒業生を受け入れることを想定して、師範学校の後期二年間もしくは後期三年間を単独で設置できるとされた。第三に、高級中学が分科制をとっており、普通科の他に師範科も設置できるとされた。第四に、教員不足を補うため、年間で区切った師範学校が設置され、さらに初級小学の教員不足には師範講習科、初級中学の教員不足には師範専修科も置けるとされた。

この壬戌学制にともなって新たな課程標準綱要を編成する必要が出てきた。第8回全国教育会連合会のもとには新学制課程標準起草委員会が組織され、具体的な編成作業へとうつっていった。次節では、この編成の過程を第9回全国教育会連合会まで含めて順に検討し、編成された師範学校の課程標準綱要がどのような構造となったのかについて論じていく。

2 課程標準綱要の編成

全国教育会連合会では創設当初の第1回から学制改革が議題としてあがり、第8回での議決が「学校系統改革案」として結実した。さらに、新学制にともなって新たな課程標準綱要の編成が必要となり、第8回全

国教育会連合会には浙江省、山東省、広東省、江蘇省、安徽省の教育会から草案が寄せられた²³。これらの草案をもとに新たな課程標準綱要を編成するために、第8回全国教育会連合会のもとで新学制課程標準起草委員会が組織された。起草委員会にあたって、胡適、袁希濤、金曾澄、黄炎培、経亨頤が全体を統括する公選委員として選出され、校種と教科ごとに審議が重ねられた。1922年10月に北京で第一次委員会があり、1922年12月に南京で第二次委員会、1923年4月に上海で第三次委員会、1923年6月に上海で第四次委員会を経て、小学から高級中学に至るまでの新たな課程標準綱要が完成した²⁴。この新たな課程標準綱要でも新学制の第七標準「各地方の伸縮余地に留意する」を考慮して全国统一の形を強いることなく、あくまでも「参考」に供するものとして地方ごとの弾力的な運用が目ざされた。ただし、本論の冒頭でも述べたように、この起草委員会では小学から高級中学までの課程標準綱要に限られ、師範学校は実際の編成に至らなかった。

これらを受けて、第9回全国教育会連合会が雲南省教育会の主催で開催されることになった²⁵。1923年10月22日の開会式では、袁希濤から新学制課程標準起草委員会について進捗の報告があり、師範学校について

は江蘇省教育会から提案があったものの具体的な編成作業に至っていないとされた²⁶。この進捗をふまえ、第9回全国教育会連合会の開会にあたって、江西省教育会からも師範学校および職業学校の課程標準綱要を編成する起草委員会を組織すべきとの提案が出された²⁷。第9回全国教育会連合会としては、起草委員会の必要性を認識しており、11月1日に起草委員会組織案が審議されることになった²⁸。翌日の11月2日には、各省区教育会に通知する大会議決として通過した²⁹。11月3日には、第8回全国教育会連合会を受けて組織された新学制課程標準起草委員会と同様に公選委員の選出が行なわれた。投票の結果、段育華(17票)、袁希濤(13票)、黄炎培(13票)、金曾澄(13票)、王希禹(12票)が選出された³⁰。公選委員の略歴は以下の通りである³¹。

表1 公選委員の略歴

会場 席次	(上段)氏名：省教育会／最終学歴 (下段)現職
④	段育華(36歳)：江西省教育会／カリフォルニア大学修士 東南大学数学教授
⑧	袁希濤(58歳)：江蘇省教育会／上海龍門書院卒業 江蘇省教育会会長
⑨	王希禹(29歳)：吉林省教育会／国立北京師範学校卒業 吉林省立第一師範学校教務主任
⑩	黄炎培(46歳)：江蘇省教育会／南洋公学特別班卒業 中華職業教育社主任
⑪	金曾澄(44歳)：広東省教育会／広島高等師範学校卒業 広東高等師範学校校長

第9回全国教育会連合会によって新学制師範及職業科課程標準起草委員会が組織されることになり、段育華が公選委員の筆頭になっているのは起草委員会組織案が江西省教育会から出されたことによると考えられる。当該起草委員会の経費負担は、前回と同様に省教育会からそれぞれ50元、区教育会からはその半分とされた³²。さらに、職業学校の課程標準綱要については、中華職業教育社との合作で編成を進めることになった³³。当初は会期を6か月としていたが、実際には1923年11月から1925年8月まで十二次にわたる委員会と科目ごとの二度の専門家会議が重ねられた³⁴。審議の結果、高級中学師範科と単独で設置された後期三年間のみの師範学校は互いに共通するところが多いため、最終的には(1)高級中学に相当する後期三年間のための課程標準綱要、(2)六年間を修業年限とした課程標準綱要、(3)年期で区切った課程標準綱要の三つが編成された³⁵。教員不足を補うためとされた師範専修科については、編成のための資料収集が難しく、完成に至らなかったものの、参考までに江蘇省の各師範学校

にある専修科課程を巻末に付すとされた³⁶。

(1) 高級中学に相当する後期三年間

この課程標準綱要は、先に述べたように、高級中学師範科と後期三年間のみの単独で設置された師範学校のためのものである。六年制の師範学校と整合性をとるため、初級中学を卒業して進学を希望する者には初級中学三年で「教育入門」を選択できるようにすべきであるとされた³⁷。

まず、基幹となる公共必修科目は国語、外国語、人生哲学、社会問題、世界文化史、科学概論、体育、音楽が設定され、多くは高級中学普通科と同じものが採用された³⁸。そのうえで、師範専修科目が必修科目と選修科目に分かれて設定された。必修科目には、心理学入門、教育心理、普通教学法、各科教学法、小学各科教材研究、教育測定と統計、小学校行政、教育原理、実習が置かれた³⁹。ここでの小学各科教材研究では、小学の科目区分に合わせて、国語(一学分)、算術(一学分)、社会(一学分)、自然(一学分)、形象芸術(三分の一学分)、工芸芸術(三分の一学分)、音楽(三分の一学分)の合計六学分とされた⁴⁰。そして、選修科目には、専攻する分野にそって組別の科目群が設定され、第一組は言語文化・社会科学、第二組は数学・自然科学、第三組は芸術・体育を専攻するためのものとされた⁴¹。組別の選修科目は、少なくとも二十学分を履修するとされ、さらに教育選修科目を少なくとも八学分履修するとされた⁴²。

総じて、公共必修科目と専修科目という構造は、高級中学普通科と照らし合わせれば、同じ課程標準綱要の構造となっている。いわば、この後期三年間は高級中学段階と同等の位置になるため、課程標準綱要における水平方向の連携がはかられ、そのうえで師範教育という性格に合わせて教育学や心理学の関連科目が師範専修科目として配置されたとみることができる。

(2) 六年制の師範学校

編成された課程標準綱要の二つ目は、六年間を修業年限とした師範学校に向けたものである。起草委員会では、六年制の師範学校について北京、広東省、南京から草案が寄せられ、それらを整理して編成にあたったという⁴³。

ここでの六年制は、原則として編入生を募集せず、前期と後期の二期に分けているものの、互いに一貫したものであるとされた⁴⁴。学分は前期一八〇学分、後期一五〇学分の六年間合計で三三〇学分とされ、これは中学六年間と同じ単位数であるとされた⁴⁵。前期につ

いて、社会科（公民、歴史、地理）と自然科（混合理科）では統合的な方法が採用され、学年段階にそって分科の学習へと進んでいくとされた⁴⁶。さらに、算学科では、師範教育の水準に應えるため、まず1年生で算術（珠算を含む）を重点的に配置し、そのうえで代数、幾何、三角の分科へと進んでいくとされた⁴⁷。後期は、これら前期での統合的な方法をふまえて分科の学習へと進み、また高級中学段階に相当することから、先にみた後期三年間の課程標準綱要と同じものが人生哲学、社会問題、外国語、生物学、化学、物理学、心理学入門、教育心理学、普通教学法、各科教学法、小学校行政、教育測定と統計、小学各科教材研究、職業教育概論、教育原理で採用されている⁴⁸。

総じて、六年制の師範学校では、原則として途中で編入生募集は前提にしないとして、六年間という垂直方向で一貫性が意識されつつも、前期と後期においてそれぞれ初級中学と高級中学との水平方向での連携がはかられた構造になっているといえる。

（3）年期で区切られた師範学校

編成された課程標準綱要の三つ目は、年期で区切られた師範学校に向けたものである。ここでは主として初級小学の教員養成が目ざされ、前節でも述べたように教員不足を補うためのものであった。修業年限は三年制、二年制、一年制の三種あり、具体的には（1）旧制高等小学卒業者は三年制、その同等程度の学力を有する者は二年制、（2）新制六年小学卒業者は三年制、（3）新制初級中学三年卒業者は一年制、（4）上記の各項と同等程度また小学教員を満たす学力を有する者はそれぞれに応じて一年制から三年制を選択できるとされた⁴⁹。これらの修業年限に合わせて、卒業に必要な単位数は三年制が一八〇学分、二年制が一二〇学分、一年制が六〇学分とされ、科目配分は以下の表2のように規定された⁵⁰。

表2 年期で区切られた師範学校

	三年制	二年制	一年制
教育	36	24	14
国語	36	24	8
社会	26	18	8
算学	25	16	8
自然科学・園芸農業	33	22	8
芸術	15	10	8
体育	9	6	6
合計	180	120	60

この表2にある年期で区切られた師範学校の課程標

準綱要は、初級小学の教員養成を目的として、かつ教員不足の解消を目ざしたものである。前述した後期三年間や六年制のものと比較して、特筆すべきは自然科学のところに園芸農業が含まれている点である。この年期で区切られた師範学校は、農村における小学教員の確保も想定されており、その場合は他の科目から学分を融通して、代わりに農業大意、農村社会学、農場設置法などを学ぶとされた⁵¹。いわば、教員不足の解消というのは師範教育におけるシステム全体の課題であり、この年期で区切られた師範学校の課程標準綱要では農村における小学教員の確保も射程に含まれていたといえる。

おわりに

本稿では、壬戌学制にともなって編成された師範学校の課程標準綱要を取りあげ、その構造について考察してきた。

近代国家の建設にとって学校教育は重要な構成要素であり、それを十分に運用させていくためには教員の計画的な養成が必要であった。清末を例にとっても、留学や教育視察を背景に日本を参照しながら師範教育の整備が試みられた。民国期に入っても、日本の体系を参照した学制がしかれたが、次第により国情に合った中国独自の学制を模索すべきとの動きが出てくる。そうした議論をみていくうえで重要となるのが全国教育会連合会である。1915年の創設当初から全国教育会連合会では学制改革が議題としてあつかわれ、各省区教育会とのやりとりを通じて研究が重ねられた。第8回全国教育会連合会では「学制系統案」が議決され、教育部へと上申されたことで、「学制系統改革案」が公布された。この壬戌学制にともなって課程標準綱要が編成されることになった。課程標準綱要とは文字通り「Curriculum Standards」の訳語であり、その点において壬戌学制は中国近代カリキュラム史として特筆すべきものである。第8回全国教育会連合会のもので組織された新学制課程標準起草委員会では小学から高級中学の課程標準綱要が完成した。師範学校は編成に至らず、第9回全国教育会連合会へと持ち越された。その第9回全国教育会連合会では新学制師範及職業科課程標準起草委員会が組織され、凡そ1年10か月の審議を経て、（1）高級中学に相当する後期三年間、（2）六年制の師範学校、（3）年期で区切られた師範学校の三つの課程標準綱要が完成した。これら師範学校の課程標準綱要において、特筆すべきは初級中学と高級中学との水平方向での連携がみられる点である。清末から民国初期にかけて、師範教育は学校体系に位置づけら

れていたものの、大学には及ばず、中等教育としてもあいまいな位置にあった。壬戌学制において、なかでも師範学校は中等教育として位置づけられ、地方の実情に応じて複数の系統が想定された。これに合わせる形で、師範学校の課程標準綱要は初級中学と高級中学との水平方向での連携がみられる構造になったのである。本稿では師範学校の課程標準綱要を中心的に取りあげた。同じ起草委員会のもとで、中華職業教育社との合作によって編成された職業学校の課程標準綱要については別稿で論じることにしたい⁵²。

〔注〕

- ¹ 村田雄二郎「20世紀システムとしての中国ナショナリズム」(西村成雄編『現代中国の構造変動3 ナショナリズム—歴史からの接近』東京大学出版会、2000年、所収) 59頁。
- ² 崔淑芬「中国近代師範教育の発端 —清末における南洋公学師範院—」(『アジア文化研究』第11号、2004年、所収)、崔淑芬「中国師範教育の淵源」(『人間文化研究所年報』第27号、2016年、所収)、崔淑芬「近代中国における師範教育の創立」(『筑紫女学園大学研究紀要』第14号、2019年、所収)、王勁軍「中国近代師範教育制度的建立及其積極意義」(『天津師大報(社会科学版)』1995年第1期、所収)。
- ³ 張謇の日本教育視察については、汪婉「通州張謇の日本教育考察と教育視察」(『清末中国対日教育視察の研究』汲古書院、1998年、所収)。ここで、汪婉は「日本での師範学校の見学はのちほど通州師範学校の運営に大いに参照され、その射程は「学科の構成、カリキュラムの編成、校舍建築、教具、在校生徒の年限、等級など」多くに及んだと指摘している(343頁)。研究史において「日本モデル」が広く共有されたのは、阿部洋『中国の近代教育と明治日本』(福村出版、1990年)によるところが大きい。
- ⁴ 経志江、船寄俊雄「中華民国における高等師範教育制度の成立とその性格」(『神戸大学発達科学部研究紀要』第12巻第1号、2004年、所収)。臨時教育会議のより詳細な考察については、于瀟『社会変革中的教育応対 民国時期全国教育会議研究』(浙江大学出版社、2015年)第2章にみることができる。
- ⁵ 陳永明「中国と日本の教師教育制度に関する比較史的研究」(『日本教育行政学会年報』第15号、1989年、所収)。
- ⁶ 崔淑芬「壬戌学制における中国師範教育の転換」(『アジア文化研究』第8号、2001年、所収)、梁尔銘「1922年高等教育学制改革の動因、過程と啓示」(『高教探索』2015年第9期、所収)。体育科の教員養成については、張玉宝「民国壬戌学制時期体育教師培養培訓機構特征研究」(『成都体育学院学報』2021年第6期、所収)。張玉宝によれば、清末では「体操」とされていたのが、民国期に入って「体育」が用いられるようになったという。「体育」の受容過程については、土屋洋「清末の体育思想 —「知育・德育・体育」の系譜—」(『史学雑誌』第117巻第8号、2008年、所収)。
- ⁷ 王孟「独立与総合 近代学制改革視闕下我国高等師範教育体制変遷」(『池州学院学報』第33巻第5期、2019年、所収)。
- ⁸ 崔万秋、田宝軍「從“三個学制”看中国近代師範教育的發展」(『河北科技師範学院学報(社会科学版)』第8巻第1期、2009年、所収)。ここであげられているような論点は日本における教員養成の歴史的展開にも内在していることに気づかされる。関連する論争史については、船寄俊雄「近代日本中等教員養成論争史論 「大学における教員養成」原則の歴史的研究」(学文社、1998年)。
- ⁹ 今井航『中国近代における六・三・三制の導入課程』(九州大学出版会、2010年)。それぞれ全国教育会連合会の後にある括弧内が示しているのは(開催時期:主催した省教育会/開催地)である。
- ¹⁰ 山下大喜「胡適と国語教育改革 —中国近代における「国語科」の創成一」(『教育学研究』第87巻第4号、2020年、所収)。
- ¹¹ 崔運武『中国師範教育史』(山西教育出版社、2006年) 89頁。
- ¹² 新学制課程標準起草委員会編『新学制課程標準綱要』(商務印書館、1925年) 2頁。
- ¹³ 周寧之『近代中国師範教育課程研究』(教育科学出版社、2017年)。
- ¹⁴ 梁尔銘『全国教育会連合会史』(西南師範大学出版社、2021年)。
- ¹⁵ 金子肇『近代中国の中央と地方 —民国前期の国家統治と行財政—』(汲古書院、2008年)、金子肇「政治制度の変遷と中央・地方関係」(飯島渉、久保亨、村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史2 近代性の構造』東京大学出版会、2009年、所収)。
- ¹⁶ 『歴届全国教育会連合会議案分類匯編』(第十一届全国教育会連合会事務所、1925年) 46-56頁。
- ¹⁷ 前注16、56頁。
- ¹⁸ 熊賢君「広東教育会对“壬戌学制”の貢献」(『教育学報』第15巻第1期、2019年、所収)。第7回全国教育会連合会については、『第七次全国教育会連合会

会務紀要』（全国教育会連合会，1921年）。

- ¹⁹ 一連の過程は，前掲書今井航（第5章）に詳しい。
- ²⁰ 前注16，56-60頁。胡適の調停案については，前掲書今井航（第6章）に詳しい。
- ²¹ 「学校系統改革案」（多賀秋五郎『近代中国教育史資料 民国編中』日本学術振興会，1974年，『政府公報』所収）213-214頁。
- ²² 前注16，57頁。
- ²³ 前注16，186-187頁。
- ²⁴ 前注12，1-2頁。南京での第二次委員会によって示された課程標準綱要の草案が，審議過程の報告として『教育雑誌』に連載されている。「新学制小学課程綱要草案」（『教育雑誌』第15巻第4号，1923年4月，所収），「新学制初級中学課程綱要草案」（『教育雑誌』第15巻第5号，1923年5月，所収），「新学制高級中学必修科課程綱要草案」（『教育雑誌』第15巻第7号，1923年7月，所収）。
- ²⁵ 『第九届全国教育会連合会会務紀要』（全国教育会連合会，1923年）。
- ²⁶ 前注25，89頁。「第九屆省教育会連合会開會紀錄」（『教育雑誌』第15巻第12号，1923年12月，所収）4-5頁。第8回全国教育会連合会における江蘇省教育会からの提案については，前注16，117-122頁。
- ²⁷ 前注25，41頁。
- ²⁸ 前注25，99-100頁。
- ²⁹ 前注25，83，101-102，131-132頁。
- ³⁰ 前注25，102-103，128頁。
- ³¹ 表1は前注25の29-32頁による。
- ³² 『新学制師範科課程標準綱要』（全国教育会連合会，1925年）1頁。
- ³³ 前注32。中華職業教育社について，小林善文は，「定期的な大会の開催，組織化の進展，規模の拡大という事実は，1917年~28年の間，辦務部主任として指導権を握っていた黄炎培の組織力によると考えてよいだろう」と述べている。小林善文「黄炎培と職業教育運動」（『中国近代教育の普及と改革に関する研

究』汲古書院，2002年，所収）269頁。

- ³⁴ 前注32，1-2頁。
- ³⁵ 前注32，2-3頁。
- ³⁶ 前注32，9，278-285頁。
- ³⁷ 前注32，10頁。
- ³⁸ 前注32，10頁。高級中学普通科の公共必修に音楽はなく，ここで新たに追加された。
- ³⁹ 前注32，11頁。
- ⁴⁰ 前注32，60-71頁。ここでいう学分とは，毎週一時間の授業を半年修めると一学分になる単位である。
- ⁴¹ 前注32，12-13頁。第一組には，選修国語，選修外国語，本国史，西洋近代史，地学通論，政治概論，経済概論，鄉村社会学。第二組には，算術（珠算を含む），代数，幾何，三角，物理学，化学，生物学，鉱物地質学，園芸学，農業大意。第三組には，図画，手工，音楽，体育，家事。
- ⁴² 教育選修科目には，教育史，鄉村教育，職業教育概論，児童心理学，教育行政，図書館管理法，現代教育思潮，幼児教育，保育学。
- ⁴³ 前注32，6頁。
- ⁴⁴ 前注32，184頁。
- ⁴⁵ 前注32，184頁。
- ⁴⁶ 前注32，184，187-194，213-214頁。
- ⁴⁷ 前注32，184，206-212頁。
- ⁴⁸ 前注32，6-8，185-186，195，206，214，228-229頁。
- ⁴⁹ 前注32，229頁。
- ⁵⁰ 前注32，230頁。
- ⁵¹ 前注32，232-234頁。
- ⁵² 職業学校の課程標準綱要については，『新学制職業科課程標準』（中華職業教育社，1925年）。

〔付記〕

本研究は科研費（課題番号：20J10037）の助成を受けたものである。

Structure of Curriculum Standards for Teacher Education in Republican China: The Case of the Renxu Xuezhì System in 1922

Daiki YAMASHITA*

This paper aims to examine the structure of curriculum standards for teacher education as a part of the new Chinese school system (Renxu Xuezhì: 壬戌學制) of 1922. For this purpose, the author analyses the meeting records of the National Federation of Educational Association (Quanguo jiaoyuhui lianhehui: 全國教育會聯合會).

The school system was introduced with the reference to the Japanese model during the late Qing period. At this time, many intellectuals felt that it was necessary for teacher education to be established. At the beginning of Republican China, the reform of the school system was continuously discussed to meet the demands of the newly emerging Chinese society. The National Federation of Educational Association (NFEA), established in 1915, had an important role in forming educational reform plans during the early Republican China as well as encouraging discussions on the construction of a new school system. In 1922, the eighth meeting of the NFEA resolved to accept a new school system proposal which resulted in the organization of a council for creating overall curriculum standards. This decision further led to the establishment of curriculum standards for elementary and secondary education, although did not include a teacher education system. Thus, the ninth meeting of the NFEA in 1923 took on, as its important goal, the establishment of new teacher education curriculum standards.

* Student, Graduate School of Education and Human Development, Nagoya University
Research Fellow, Japan Society for the Promotion of Science

